労働災害防止推進計画

みんなで創ろう 職場の安全・安心

平成25年3月

厚生労働省

岡山労働局

<目次>

ましめに	
計画	河期間
計画	『の目標と計画の評価・見直し
1)言	 画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2)言	·画の評価・見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4構造等の変化と労働災害の現状
	葦・就業構造、産業現場等の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・
2)学	が働災害発生状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ア	第11次労働災害防止推進計画実施結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	死傷災害発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ウ	死亡災害発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
エ	経験年数による災害発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
オ	主な業種の災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
カ	メンタルヘルスの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
+	化学物質による健康障害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ク	腰痛・熱中症 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ケ	粉じんによる健康障害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
コ	危険性又は有害性等の調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1)学 2)行 3) 1	施策 働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組 業の安全・健康に対する意識改革の促進 経済では、大きなでは、1000円では、1000
	「施策ごとの具体的取組 「働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
ア	重点とする業種対策
()	ア)労働災害件数を減少させるための重点業種対策 ——————
	小売業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	社会福祉施設(介護施設)対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	道路貨物運送業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	子族立《古山以降水中土》中,上口土 4 《子 上半年上位	
(1)	重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	1 1
	建設業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	製造業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
イ重	点とする健康確保・職業性疾病対策	1 3
	メンタルヘルス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	過重労働対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	化学物質等による健康障害防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	腰痛予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
ウ業	種横断的な取組	1 5
	「 6 つの提言」を踏まえた安全衛生活動の促進 ・・・・・・・・・・	1 5
	安全点検の日の普及定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	経験に応じた安全衛生教育の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(2)行政、	、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組	1 5
	専門家と労働災害防止団体の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	業界団体との連携による実効性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	産業保健機関の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(3)企業の	の安全・健康に対する意識改革の促進	1 7
(4)発注す	者、製造者、施設等の管理者による取組強化	1 7
	発注者等による安全衛生への取組強化 ・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	製造段階での機械の安全対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7

はじめに

人の生命と健康はかけがえのないものであり、いかなる社会、経済情勢であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

国は、昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和47年には労働災害の防止を目的とする「労働安全衛生法」を制定し、関係業界、専門家などと協力しながら、対策に取り組んできたところであるが、労働災害をさらに減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」を策定したところである。

岡山労働局においては、当該計画のもと岡山県内における一層の労働災害防止と労働者の健康確保を図るため、本計画を策定するものである。

1 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5カ年間とする。

2 計画の目標と計画の評価・見直し

(1)計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害の撲滅を目指して、平成20年から平成24年までの間と比較し、平成25年から平成29年までの間の労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること

(2)計画の評価・見直し

計画に基づく取り組みが着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、岡山地方労働審議会に報告し、必要に応じ計画の見直しを検討する。

3 産業構造等の変化と労働災害の現状

(1)産業・就業構造、産業現場等の変化

サービス産業の拡大により第三次産業の就業者が増加し、製造業や建設業の就業者は減少してきている。

また、非正規雇用の拡大による雇用形態の多様化に加え、急速に進む少子高齢化により、 高年齢労働者が増加し、その就業率が高まっている。

このほか、これまで現場の安全衛生を支えてきたいわゆる団塊の世代の大量退職、非正規 雇用労働者の増加等により安全衛生のノウハウが伝承されないことによる災害の増加が危惧 されている。

一方で、一人あたりの年間総実労働時間が全国平均を大きく上回っており、長時間労働の 実態が見られるなど、メンタルヘルスを始めとする健康確保の観点から問題が懸念される。

(2) 労働災害発生状況と課題

ア 第 11 次労働災害防止推進計画実施結果

休業 4 日以上の労働災害(以下「死傷災害」という。)は、第11次労働災害防止推進計画(以下「11次防」という。)の期間(平成20年度から24年度)中の平成21年に1,819人まで減少したが、平成22年に増加に転じ、平成23年は1,966人、平成24年は1,987人(平成25年2月末時点の速報値)となり、「平成24年において、平成19年(2,274人)と比して15%以上減少(1,932人以下)させる」との目標の達成はできなかった。

また、死亡災害についても、平成19年は25人であったものが、平成24年は33人と増加し「平成24年において、平成19年と比して20%以上減少(20人以下)させる」との目標も達成できなかった。

イ 死傷災害発生状況

死傷災害については、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成 14年と平成23年とを比較すると大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象 としてこなかった第三次産業では28.1%増加している。

一方、死傷災害の状況を年千人率(1年間の労働者1000人あたりの労働災害件数の割合)でみると、依然製造業や建設業は高く、第三次産業は工業的業種よりは低くなっているが、今後、第三次産業は、更なる労働者数の増加が見込まれ、死傷災害の増加が懸念されている。

道路貨物運送業は、死傷者数が全産業の 1 割以上を占めており減少傾向が見られず、年千人率も他業種に比べ高い状況である。

		平成 14 年	平成19年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	災害増減率
建設業		4 8 6	3 7 1	3 2 0	2 5 4	2 7 9	2 7 8	284	-42.8%
		(8.69)	(7.89)	(6.81)	(5.25)	(5.76)	(5.74)		
	制件光	7 1 6	7 5 7	686	5 1 5	5 4 3	5 7 8	5 6 2	-19.3%
製造業		(3.89)	(4.46)	(4.04)	(3.06)	(3.23)	(3.43)		
给	第三次産業		6 6 5	7 4 2	677	7 2 0	6 9 4	7 3 2	+28.1%
为			(1.47)	(1.64)	(1.39)	(1.47)	(1.42)		
	.1. = 24	171	188	199	1 8 2	1 9 5	187	197	+9.4%
	小売業		(1.89)	(2.01)	(1.73)	(1.85)	(1.78)		
	社会福祉施設	2 5	6 4	6 5	7 3	8 2	8 3	106	+232.0%
社会個似心故		(1.49)	(1.94)	(1.97)	(1.78)	(2.00)	(2.02)		
道路貨物運送業		2 5 5	2 8 5	286	2 2 3	2 1 5	262	2 6 4	+2.7%
		(9.75)	(10.44)	(10.48)	(8.06)	(7.77)	(9.47)		

《表 1 業種別の死傷者数の推移》

平成 24 年は 25 年 2月末日の速報値。災害増減率は、平成 14 年と比較した平成 23 年の増減率。

()内は年千人率で平成 13 年・18 年・21 年のセンサスにより算出 (平成14年の小売業の年千人 率不明) (出典:労働者死傷病報告)

ウ 死亡災害発生状況

死亡災害については減少してはいるものの、依然として年間20人近くの労働者が労働災害で亡くなっており、特に平成24年は33人もの労働者が亡くなっている。11次防期間の死亡者103人のうち建設業が37人(35.9%)製造業が26人(25.2%)を占めている。

平成 14年 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 業種 平成 23 年 平成 24 年 計 4 0 1 6 1 9 1 7 3 3 1 0 3 全業種 1 8 建設業 19 4 6 7 1 2 3 7 8 製造業 4 6 4 5 4 7 2 6 0 4 2 1 2 道路貨物運送業 8 3 3 貨物取扱業 0 0 0 0 2 0 2 林業 1 1 1 0 0 2 4 第三次産業 5 2 8 3 3 8 2 1 その他 0 0 0 0 0 1 1

《表2 死亡者数の推移》

(出典:死亡災害報告)

エ 経験年数による災害発生状況

死傷災害の被災者のうち、経験が1年未満の労働者の割合が約2割を占めているため、雇入れ時及び作業内容の変更時の安全衛生教育の確実な実施が必要である。また、経験年数10年未満の労働者が3分の2を占めているため、雇入れ後及び作業内容変更後の10年間に定期的な安全衛生教育が必要である。

経験区分 3年以上 5 年 以 上 | 10 年以上 | 20 年以上 1年未満 1年以上 5 年未満 3 年未満 10 年未満 | 20 年未満 被災者数 1,977 1,747 1,177 1,647 | 1,621 | 1,553 18.0% 12.1% 割合 20.3% 16.9% | 16.7% | 16.0%

《表 3 被災者の経験年数 》(平成 20 年から 24 年 (12 月末))

(出典:労働者死傷病報告)

オ 主な業種の災害発生状況

(ア)第三次産業

第三次産業は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒や腰痛・ねんざなどの動作の反動・無理な動作等が占める割合が高いという特徴が見られる。このため、これらの労働災害防止対策を推進していく必要がある。なお、第三次産業の死亡者21人のうち10人が交通事故である。

また、高齢者の増加による医療、介護関連産業の拡大を始めとする国民の需要構造の変化により、労働者の増加が見込まれるため、安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育の実施等が必要である。

小売業

死傷者数の3分の2をスーパーマーケットなどの小売業(新聞・自動車・家具等・燃

料以外の小売業)(以下「その他の小売業」という。)で占めている。また、新聞販売業が4分の1を占めている。

その他の小売業では、転倒35%、動作の反動・無理な動作13%、墜落・転落、切れ・こすれがそれぞれ11%とこれらの災害で7割を占めている。

新聞販売業では、交通事故50%、転倒30%、墜落・転落10%となっており、新聞配達中の災害がほとんどを占めている。

社会福祉施設

社会福祉施設は、雇用者数が過去 10 年で 2 倍以上に急増しているが、災害増加率はそれを上回る増加率となっている。動作の反動・無理な動作 3 4 %、転倒 3 0 %となっており、これらの災害が 3 分の 2 を占めている。

(イ)道路貨物運送業

道路貨物運送業の事故の型では、墜落・転落31%、転倒と動作の反動・無理な動作がそれぞれ12%、はさまれ・巻き込まれ11%となっている。

交通労働災害が8%程度であるのに対し、荷役作業中の労働災害が約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が荷の積込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主(以下「荷主先等」という。)の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、トラックの荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く約3割を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット(かご台車)等の人力機械による災害も少なからず発生している。

こうした状況を踏まえ、道路貨物運送業における労働災害防止対策は、道路貨物運送 事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

また、11次防期間に、交通事故で9人が死亡している。その内訳は、停車中の車等への追突・激突が6人、中央分離帯等への接触が2人、対向車線へのはみ出しが1人となっている。これらの交通事故を発生させた多くの事業場では、過労運転につながる自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成12年12月25日労働省告示第120号)(以下「改善基準」という。)違反が認められている。

(ウ)建設業

建設業では、墜落・転落32%、切れ・こすれ13%、はさまれ・巻き込まれ11%、 転倒9%となっており、これらの災害で3分の2を占めている。

死亡災害では、11次防期間の死亡者37人のうち10人(27%)が、墜落・転落災害であり、この他に、建設機械等との接触によるものや建設機械等の転倒により6人が死亡している。

墜落・転落災害及び建設機械等による災害は死亡災害につながりやすく、特に、墜落・ 転落災害は死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であり、 また建設業の中でも依然多く発生している。このため、これらの労働災害の防止を図る 必要がある。

さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

土木工事

11次防期間中の死傷者数は、375人で、うち15人が死亡している。

死傷災害では、墜落・転落が23%、はさまれ・巻き込まれが15%、飛来・落下が13%を占めている。

死亡災害では、建設機械等に激突され、挟まれ・巻き込まれにより、それぞれ2人が死亡し、建設機械とともに墜落・転落、転倒により2人が死亡している。

建築工事

11次防期間中の死傷者数は、413人で、うち13人が死亡している。

死傷災害では、墜落・転落が34%、はさまれ・巻き込まれ、転倒、飛来・落下及 び切れ・こすれがそれぞれ10%余りを占めている。

死亡災害では、屋根、足場、はしご等からの墜落・転落で7人、建設機械とともに 墜落・転落で1人が死亡している。

木造建築工事

11次防期間中の死傷者数は、333人で、うち2人が死亡している。

死傷災害では、墜落・転落が38%、切れ・こすれが24%、転倒が9%を占めている。

死亡災害では、移動式クレーンの転倒によるものと熱中症によるものでそれぞれ 1人が死亡している。

その他の建設工事

11次防期間中の死傷者数は、287人で、うち7人が死亡している。

死傷災害では、墜落・転落が33%、はさまれ・巻き込まれが10%、転倒及び飛来・落下がそれぞれ9%を占めている。

死亡災害では、感電が2人、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれでそれぞれ1人が 死亡している。

(エ)製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ27%、転倒17%、切れ・こすれ12%、墜落・ 転落10%、飛来・落下9%となっており、これらの災害で4分の3を占めている。

死亡災害では、11次防期間の死亡者26人のうち9人(34.6%)が、稼働している機械や機械の清掃修理中などに、はさまれ・巻き込まれて死亡している。

はさまれ・巻き込まれ災害は、死亡災害や障害の残る災害につながりやすい上、最も多く発生している災害でもあるため、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に労働災害防止を図る必要がある。

金属製品製造業

11次防期間中の死傷者数は、623人で、うち12人が死亡している。

死傷災害では、はさまれ・巻き込まれが32%、飛来・落下が16%、墜落・転落が10%、転倒が9%を占めている。

死亡災害では、機械等にはさまれ・巻き込まれで6人が、鉄骨などの製品等が倒れて2人が、クレーンの荷の激突、金属材料の落下、火傷、石綿じん肺に起因する肺がんでそれぞれ1人が死亡している。

機械器具製造業

11次防期間中の死傷者数は、463人で、うち7人が死亡している。

死傷災害では、はさまれ・巻き込まれが26%、転倒と飛来・落下がそれぞれ15% を占めている。

死亡災害では、動力機械にはさまれ・巻き込まれ、クレーンの激突、吊り荷の落下、 パレットの崩壊、マンホールからの墜落、火傷、交通事故でそれぞれ1人が死亡して いる。

化学工業

11次防期間中の死傷者数は、261人となっている。

死傷災害では、はさまれ・巻き込まれが26%、転倒が18%、切れ・こすれ、墜落・転落がそれぞれ11%、動作の反動・無理な動作が10%を占めている。

製材木材製品製造業

11次防期間中の死傷者数は、189人で、うち2人が死亡している。

死傷災害では、切れ・こすれが35%、はさまれ・巻き込まれが21%、転倒が13%を占めている。

死亡災害では、コンベヤーへの巻き込まれとトラック積荷の丸太の落下でそれぞれ 1人が死亡している。

窯業土石製品製造業

11次防期間中の死傷者数は、178人で、うち3人が死亡している。

死傷災害では、はさまれ・巻き込まれが30%、墜落・転落が21%、飛来・落下が14%を占めている。

死亡災害では、混練機への巻き込まれ、タンク清掃中の墜落と脳・心臓疾患でそれ ぞれ1人が死亡している。

食料品製造業

11次防期間中の死傷者数は、681人で、うち1人が死亡している。

死傷災害では、転倒が30%、はさまれ・巻き込まれが20%、切れ・こすれが19%を占めている。

死亡災害では、脳・心臓疾患により 1 名が死亡している。

カ メンタルヘルスの状況

平成 22 年度から 24 年度にかけて、規模 100 人以上の事業場を対象にメンタルヘルス 対策の実施状況について自主点検を実施したが、メンタルヘルス対策は低調であった。

《表4 メンタルヘルス対策に係る自主点検実施結果(平成22年度~24年度)》

		規模 500	規模 300	規模 100	計
		人以上	~499人	~299人	(877事
		(51事業	(79 事業	(747事	業場)
		場)	場)	業場)	未物力
衛生委員会等で調査審議している	実施率	84%	61%	43%	47%
休業者の有無、人数、休業日数の把握	実施率	96%	87%	61%	66%

心の健康づくり計画を作成している	実施率	47%	34%	15%	19%
メンタルヘルス推進担当者を選任している	実施率	75%	46%	27%	3 2 %
相談体制を整備している	実施率	92%	68%	45%	5 0 %
職場復帰支援プログラムがある	実施率	73%	48%	24%	29%

メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治 療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要であるが、 そのためにはまず、メンタルヘルス推進担当者を選任し、体制を整備していくことが重要で ある。

また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められ る中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも長時間労働の抑制が必要であ る。

疾病

《表 5 脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移》

平成 14 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 脳・心臓疾患 4 5 4 4 精神障害 0 2 2 6 3 7

(出典:岡山労働局調べ)

キ 化学物質による健康障害

印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急 務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質に よる健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。

ク 腰痛・熱中症

業務上疾病の約6割を占める腰痛は、製造業を始め全業種で発生しているが、中でも社会 福祉施設、小売業、道路貨物運送業の割合が高くなっている。

また、夏季を中心に依然として発生している熱中症への対策の強化も課題である。

《表6 腰痛の発生件数の推移》

The state of the s								
	平成 15 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年		
全産業	74	52	97	93	71	67		
社会福祉施設	11 (14.9%)	7 (13.5%)	10 (10.3%)	17 (18.3%)	15 (21.1%)	16 (23.9%)		
小売業	9	9	7	6	10	6		
小児未	(12.2%)	(17.3%)	(7.2%)	(6.5%)	(14.1%)	(9.0%)		
道路貨物運送業	9	13	14	10	5	9		
	(12.2%)	(25.0%)	(14.4%)	(10.8%)	(7.0%)	(13.4%)		

()内は全産業に占める割合

(出典:労働者死傷病報告)

《表7 職場における熱中症の発生件数の推移》

	平成 15~19年	平成 2 0 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
熱中症件数	2 1 (1)	5	3 (1)	18(2)	5	8

()内は死亡者数で内数

(出典:労働者死傷病報告)

ケ 粉じんによる健康障害

第7次粉じん障害防止総合対策期間(平成20年度~24年度)中のじん肺新規有所見者数は23名であり、第6次期間(平成15年度~19年度)中の70人と比較して大幅に減少している。第7次期間中には、建設業、鉄鋼業でそれぞれ5人、金属製品製造業で3人、窯業・土石製品製造業、鉱業でそれぞれ2人等新規有所見者が認められた。

また、第7次期間中の取組により、粉じん障害防止に係る措置内容が周知され、特定粉じん発生源に係る局所排気装置等設備の設置、ずい道建設工事における適正な呼吸用保護具の使用等について一定程度の改善が認められたところである。

他方、アーク溶接作業において、短時間作業時の呼吸用保護具未使用、規格を具備しない 呼吸用保護具の使用等が散見され、今後、屋外でアーク溶接作業を行う事業場への改正粉じ ん則、じん肺法の周知と併せて引き続き指導が必要である。

コ 危険性又は有害性等の調査等(以下「リスクアセスメント」という。)

リスクアセスメントの導入は進んできてはいるが、中小規模事業場の取組が遅れている。 化学物質に係るリスクアセスメントの導入も進んできているが、特定化学物質障害予防規則 等による規制の対象とされていない化学物質も多くあるところから、これらの化学物質に係 るリスクアセスメントが行われていない危惧がある。また、化学物質以外の労働衛生分野の 取組が進んでいない。

職場の危険・有害性を低減させ、労働災害を防止するためには、リスクアセスメントの更なる普及定着が必要である。

《表8 規模50人以上の事業場におけるリスクアセスメントの実施状況》

	製造業	建設業	運輸 交通業	第三次産業(各種 商品小売業、旅館 業、ゴルフ場)	計	合計
対象事業場数	6 4 9	4 8	152	8 4	2 8 4	9 3 3
実施事業場数	4 8 1	3 5	8 4	1 8	1 3 7	6 1 8
実施率	74.1%	72.9%	55.3%	21.4%	48.2%	66.2%

(出典:平成24年3月岡山労働局調査)

《表 9 規模 5 0 人以上の事業場における化学物質に係るリスクアセスメントの実施状況》

			非製油				
	製造業	建設業	運輸 交通業	第三次産業(各種商 品小売業、旅館業、 ゴルフ場)	計	合計	
対象事業場数	3 6 2	9	1 8	0	2 7	3 8 9	
実施事業場数	267	7	5	0	1 2	2 7 9	
実施率	73.8%	77.8%	27.8%		44.4%	71.7%	

(出典:平成24年3月岡山労働局調査)

4 重点施策

上記3及び国の労働災害防止計画に記載された社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2)行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3)企業の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4)発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

5 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

岡山県下の労働災害の防止対策は、従来から大きな割合を占めている建設業や製造業の労働 災害防止対策、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病防止対策に加え、第三 次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策などの新たな課題がますます重要となって きており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

今後、労働災害の減少を図るためには、業種別の労働災害発生状況の特徴を踏まえた対策が、また、死亡災害などの重篤な労働災害の減少を図るためには、重篤な労働災害につながりやすい「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」及び建設機械等による労働災害の防止対策が必要である。

このため、事業場においては、事業場内の危険性・有害性等を広範に調査・把握し、その結果に基づく措置を確実に実施する必要があることから、リスクアセスメントの実施に加えて、平成24年7月の岡山地方産業安全衛生大会のパネルディスカッションにおいてまとめられた「6つの提言」(別添参照)を踏まえた安全衛生活動の実施や、全員参加による「安全点検の日」の実施により安全衛生意識の高揚及び安全で快適な職場づくりを図ることが重要である。

このような状況を踏まえ今後 5 年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策を重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア)労働災害を減少させるための重点業種対策

(目標)

平成 24年と比較して、平成 29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

小売業

労働災害による死傷者数を 20%以上減少させる。

社会福祉施設

労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

道路貨物運送業

労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

小売業対策

a 安全衛生管理体制の強化

労働災害防止対策の責任者を明確にして、組織的に進めるために安全衛生管理体制 の整備を指導する。

小売業では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、正規・非正規の別を問わず、雇入れ時を始めとする安全衛生教育の実施、 充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるように指導する。

b 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生している転倒 災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考え られている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業 者、労働者の双方とも希薄になる傾向があり、結果として職場の安全意識が醸成され にくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効 率化にも繋がるという観点に立ち、大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災 害防止意識の浸透・向上を図る。

c バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、4S(整理・整頓・清潔・清掃) 危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等) リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を指導する。

社会福祉施設(介護施設)対策

社会福祉施設(介護施設)に対しては、これに対する許認可権限を有する県や市と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、45の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

道路貨物運送業対策

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部と連携して次の取組を重点に行う。

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

道路貨物運送業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生しているため、荷役作業に おける安全ガイドラインを周知・普及する。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

荷役作業を行う労働者の荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防

止対策のための教育の実施を指導する。

c 荷主による取組の強化

あらゆる機会を利用して、荷主となる事業者に対して、荷主等が管理する施設での 労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する道路貨物運送事業者側と運送を依 頼する側の役割分担をモデル運送契約書の活用により明確にし、役割分担に基づいて それぞれが実施すべき措置の実施を要請する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客 であり道路貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の 役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、道路貨物運送事業者との契 約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら荷主に要請する。

d 過労運転防止

過労は、交通事故を始めとする労働災害の原因になるため、休憩時間、休息期間及び休日の確実な確保を始めとする自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守を指導する。

(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

建設業

墜落・転落、建設機械等及び崩壊・倒壊による労働災害の死傷者数を20%以上減少させる。

製诰業

はさまれ・巻き込まれによる労働災害の死傷者数を20%以上減少させる。

建設業対策

建設業労働災害防止協会岡山県支部と連携して次の取組を重点に行う。

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

墜落、転落災害のうち、はしご、屋根等からの墜落・転落が 40%以上を占めるとともに、足場からの墜落・転落は約15%を占めることから、足場からの墜落・転落災害防止対策に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図るとともに、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するため安全な作業方法の指導を行う。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大き いため、作業性を考慮しつつ、ハーネス型の安全帯の使用を普及させる。

b 建設機械等による災害防止対策

建設機械等に激突される災害や建設機械等の転倒災害は、死亡災害に結びつきやすい災害であるため、建設機械等を使用して作業を行う際の労働者との接触による災害や転倒災害防止対策の徹底を図る。

c 適正な工事の発注と安全衛生管理体制

(a) 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその 経費が渡るよう、官公庁発注の公共工事において要請する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

新規に建設業に就労する者(新規参入者)等に対する安全衛生教育の確実な実施 等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

d 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスペストばく露防止対策

アスベスト含有建材を使用した建築物等の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。

(b) 解体工事の安全対策

老朽化したインフラや建造物等の解体・改修工事での安全対策のガイドラインが示された際には、その周知・徹底を図る。

製造業対策

労働災害防止団体等と連携するなどにより「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策等 の推進を重点に行う。

死亡災害や障害の残る災害につながりやすい「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場に対して原因の究明と機械設備の本質安全化を指導する。また、清掃・点検・修理等の際には、機械の運転の確実な停止措置を行わせるとともに、非定常作業も含む作業標準の作成・整備と安全衛生教育の徹底、機械設備の点検整備体制の確立を指導する。

また、各業種に特有の災害を防止するため、それぞれの災害に応じた効果的な対策 を推進する。

(a) 金属製品製造業

岡山県労働基準協会の各支部に設けられている機械金属災害防止協議会等と連携 して労働災害防止の取組を推進する。

動力機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止や製品・資材の倒壊・崩壊災害防止を重点に指導する。

また、荷等の飛来・落下災害防止のために、クレーンの適正な玉掛け作業、製品資材の適正な運搬について指導する。

(b) 機械器具製造業

岡山県労働基準協会の各支部に設けられている機械金属災害防止協議会等と連携 して労働災害防止の取組を推進する。 動力機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止を重点に指導する。

また、転倒災害防止のための4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動及びクレーン に関わる災害防止の徹底を指導する。

(c) 化学工業

動力機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止を重点に指導する。

(d) 製材木材製品製造業

林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部と連携して労働災害防止の取組を 推進する。

はさまれ・巻き込まれ災害の30%はコンベヤーで発生していることに留意し、動力機械等のはさまれ・巻き込まれ災害防止を重点に指導する。

また、木材加工用機械による切れ・こすれ災害を防止するために、有効な歯の接触予防装置の設置、木材加工用機械作業主任者の職務の励行を指導する。

(e) 窯業土石製品製造業

動力機械、クレーン、コンベヤー等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止を重点 に指導する。

また、トラックやはしご等からの墜落・転落災害防止を指導する。

(f) 食料品製造業

食品加工用機械によるはさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に指導する。

また、転倒災害防止のために、滑りにくい作業靴の着用、4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動の徹底を指導する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

(目標)

平成 29 年までに規模 100 人以上の事業場のうちメンタルヘルス推進担当者を選任してメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 90%以上にする。

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス対策のために、メンタルヘルス推進担当者の選任による体制整備を推進し、法定事項である衛生委員会等で労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することについての調査審議の徹底のほか、心の健康作り計画や職場復帰支援プログラムの作成についても推進を図る。

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であるため、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決 に向けた提言」等について、ホームページ等を通じて周知啓発を行い、パワーハラス メント対策の周知を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとと もに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取組方が分からないとしている事業場もあるため、岡山メンタルヘルス対策支援センターの利用についての周知を行う。

d 職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができる事業場の規模等に対応した職場復帰支援に係るモデルプログラムが作成された際には、これを周知する。

過重労働対策

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の適正な把握・管理にも留意した 事後措置等の健康管理を徹底するとともに、恒常的な長時間労働を発生させない適正 な労務管理の徹底を指導する。

事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法が示された際には、これを周知する。

b 働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。

恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組 を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長 の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

化学物質等による健康障害防止対策

a 発がん性に着目した化学物質規制

(a) 発がん性に重点を置いた有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応

新たに規制を行うこととなった化学物質について、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準等の策定の作業環境管理対策とともに、防毒マスクの使用などの作業管理対策の周知徹底を図る。

(b) 発がん性が疑われる段階での対策の強化

化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質について健康障害防止のための技術指針の周知徹底を図る。

b リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知普及する。

リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の利用の促進を図る。

化学物質管理を取り扱う作業ごとに、「化学物質(液体または固体)の有害性」、「物理的形態(揮発性/飛散性)」、「取扱量」の3つの要素(ドイツ方式にあっては「短時間ばく露」及び「制御装置」を含めた5要素)によって、リスクの程度を4段階にランク区分けし、管理のための一般的な工学的対策の実施事項を各々の区分ごとに示すほか、一般的に行われる作業については、より具体的な事項を個別の管理手段シートとして示すことができるツールである。

c 作業環境管理の徹底と改善

作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の周知を図る。

d 粉じん障害防止

第8次粉じん障害防止総合対策に基づく取組を行う。

腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

特に腰痛が懸念される社会福祉施設(介護施設) 小売業、道路貨物運送業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことについて徹底を図る。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及(再掲)

社会福祉施設(介護施設)に対して、所管する県や市と連携し、労働者に対する腰痛予防教育の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

ウ 業種横断的な取組

「6つの提言」を踏まえた安全衛生活動の促進

労働災害が増加している状況、及び、これまで現場の安全衛生を支えてきたいわゆる 団塊の世代の大量退職、非正規雇用労働者の増加等により安全衛生のノウハウが伝承され ないことによる災害の増加が危惧されている状況下で、企業(経営トップ) 組織(職場 単位等) 個人(働く人)が労働災害を撲滅するには、何をすべきかについての「6つの 提言」を周知し、この提言を取り入れた事業場の労働災害防止活動の取組を図る。

安全点検の日の普及定着

毎月1日(又は、各事業場で定めた毎月一定の日)を「安全点検の日」として、全員参加による安全点検を普及定着させることにより、労働者の労働災害防止意識の高揚を図るととも安全な職場環境の実現を図る。

経験に応じた安全衛生教育の実施

雇入れ時及び作業内容の変更時の安全衛生教育の確実な実施を指導する。 また、その後各労働者の経験等に応じた安全衛生教育の定期的な実施を促進する。

(2)行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労

働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 22 年以降 3 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組むこととする。

専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策を推進していくために、日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部と連携するとともに、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成されている岡山労働局安全衛生労使専門家会議を活用する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

労働災害を巡る状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、労働災害関連情報の提供を行うとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

- (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体 的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
- (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、安全管理 士、衛生管理士などを活用すること。

c 岡山労働災害防止対策推進会議による労働災害防止団体等との連携

労働災害防止団体と連携を図り労働災害防止対策を推進するため、労働災害防止団体等が参画する「岡山労働災害防止対策推進会議」を設置し、製造業、建設業、道路貨物運送業の労働災害防止のほか次の事項についても連携する。

・林業の全産業の死傷災害に占める割合は、4%程度であるが、11次防期間には、 4人の死亡災害を発生させている。

このため、林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部と連携して、特に、伐 木時の安全対策やチェンソーや刈払機による切れ・こすれ災害の防止を図る。

・港湾荷役業の死傷災害は、年間4人程度であるが、11次防期間には、2人の死亡 災害を発生させている。

このため、港湾貨物運送事業労働災害防止協会中国総支部岡山支部と連携して、 荷役機械による災害等の防止を図る。

- ・熱中症予防のため各労働災害防止団体と連携して、作業環境の測定、評価と必要な 措置、熱中症予防教育、作業開始前・作業の途中・作業終了時の健康についての 点検の実施、休憩場所の設置等の熱中症予防の周知徹底を図る。
- ・リスクアセスメントの更なる普及定着及びリスクアセスメントの取組が進んでいる 事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進するため、各 労働災害防止団体等と連携して、周知を図る。

業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

産業保健機関の活用

メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、地域産業保健センター、岡山産業保健推進連絡事務所、岡山メンタルヘルス対策支援センターなどの産業保健機関の活用を図る。

労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、地域産業保健 センターを活用することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

(3)企業の安全・健康に対する意識変革の促進

経営トップの安全や健康に関する意識の高揚を図るため、労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する啓発を行う。

(4)発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者に要請する。

b 荷主による取組の強化(再掲)

荷主等が管理する施設における労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する 道路貨物運送事業者側と運送を依頼する荷主等側の役割分担をモデル運送契約書の 普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進 する。

c 建設工事発注者に対する要請(再掲)

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の 安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費 が渡るよう、官公庁発注の公共工事において取組まれるよう広く要請する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して対応する。

製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

a 機械災害防止対策の推進

機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとと

もに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者 による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、平成24年4月1日付けで改正された労働安全衛生規則第24条の13及び機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針の周知徹底を行うとともに、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

「6つの提言」

企業(経営トップ)は、

- 安全文化を再構築するための企業トップの強力なリーダーシップの発揮
- ー リスクアセスメントを有効活用するための指導者の育成

組織(職場単位等)は、

- 一 安全に関する技術・技能の組織的な伝承
- 一 各階層に応じた適正な指導の実施

個人(働く人)は、

- 一 常に結果を考えた行動の実施
- ー リスクに対する感受性の醸成

「6つの提言」とは、平成24年度岡山地方産業安全衛生大会(平成24年7月3日開催)において、「労働災害撲滅のために今何をすべきか」をテーマにパネルディスカッションが開催され、提言がなされたものです。

この「6つの提言」は、

厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化が懸念されていること。

これまで現場を支えてきた団塊の世代の大量退職、非正規雇用の労働者の増加等により安全衛生のノウハウがうまく伝承されていないことや若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されていないこと。

労働者の危険に対する感受性が低下してきていること。

など、企業の安全衛生担当者等の経験や産業現場の実情から提言されたもので、これからの企業等が労働災害防止活動を行う上で、非常に参考となるものです。

パネルディスカッションの要旨は、岡山労働局ホームページに掲載しており、岡山労働局ホームページで「労働災害撲滅のために今何をすべきか」で検索して下さい。